平成２２年（フ）第８号
神奈川県相模原市城山町原宿３丁目７番７号　ハイツセカンド201
債務者　福田　理恵（旧姓切後）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４号
神奈川県相模原市上矢部４丁目22番７号　ハイツいのうえ203号
債務者　小峰　久男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３号
広島県福山市多治米町４丁目10番10号、旧住所広島県福山市多治米町４丁目33番20―５号　藤原ハイツＢ―３
債務者　松江由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７号
広島県福山市能島３丁目２番１―508号、旧住所岡山県笠岡市関戸984番地２
債務者　森田　昭彦
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２７号
広島県福山市曙町２丁目12番20号
債務者　廣田　優生
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０１号
東京都狛江市和泉本町２丁目５番17号丸山荘201
債務者　廣瀬さゆり
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２号
島根県邑智郡邑南町鱒渕688番地
債務者　日高すゑみ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第４０２号
愛知県豊橋市小池町字西海戸79番地の１102
債務者　杉原百合子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６６７号
神奈川県相模原市上九沢４番地　市営上九沢団地Ｄ―511
債務者　井上　孝代
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６８２号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目４番15号　有田方
債務者　松永　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５号
神奈川県相模原市上溝4523番地１
債務者　杉浦　雅俊
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９号
神奈川県座間市立野台３丁目25番７号
債務者　地引　真琴
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２４４号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜562番地２
債務者　野原　誠子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目６番16号　ポテトルーム２―Ｂ
債務者　玉城　涼子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部